

## ◆対象業種

産業分類 大分類・中 分類番号	業種 (日本標準産業分類)	産業分類 大分類・中 分類番号	業種 (日本標準産業分類)
G 情報通信業の一部		L 学術研究、専門・技術サービス業	
38	放送業	71	学術・開発研究機関
39	情報サービス業	72	専門サービス業
40	インターネット付随サービス業	73	広告業
41	映像・音声・文字情報製作業	74	技術サービス業
H 運輸業、郵便業の一部		M 宿泊業、飲食サービス業	
43	道路旅客運送業 (ただし、小分類 431 一般乗り合い 旅客自動車運送業を除く)	75	宿泊業
44	道路貨物運送業	76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
I 卸売業、小売業		N 生活関連サービス業、娯楽業	
50	各種商品卸売業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
51	織物・衣服等卸売業	79	その他の生活関連サービス業
52	飲食料品卸売業	80	娯楽業
53	建築材行、鉱物、金属材料等卸売業	O 教育、学習支援業	
54	機械器具卸売業	81	学校教育
55	その他の卸売業	82	その他の教育、学習支援業
56	各種商品小売業	P 医療、福祉	
57	織物・衣服・身の回り品小売業	83	医療業
58	飲食料品小売業	84	保健衛生
59	機械器具小売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
60	その他の小売業	R サービス業の一部	
J 金融業、保険業の一部		88	廃棄物処理業
64	貸金業、クレジットカード業等非預 金信用機関	89	自動車整備業
65	金融商品取引業、商品先物取引業	90	機械等修理業
67	保険業	91	職業紹介・労働者派遣業
K 不動産業、物品賃貸業		92	その他の事業サービス業
68	不動産取引業	95	その他のサービス業
69	不動産賃貸業・管理業	※県地域企業経営支援金の対象業種と同じ	
70	物品賃貸業	(ただし、61 無店舗小売を除く)	

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと

※一関市暴力団排除条例（平成27年条例第38号）に規定する暴力団及び暴力団員でない者

※賃借する不動産が補助事業者の代表（実質的な経営者を含む）及び役員、または代表及び役員が経営する法人若しくは補助事業者の代表及び役員と生計を一にする者の所有となっていないこと